

LEADBRAIN TIMES

会社経営に必要なひと、お金、目標を相談できるパートナーでありたい

[SEPTEMBER 2020]

vol. 004

MONTHLY COLUMN

今月のお役立ちブレイン

これからの飲食店経営

について：現状と今後の課題とは？

新型コロナウイルス感染症対応

休業支援金・給付金
支給対象や支給額

新型コロナウイルス感染症に関する外国人の在留

諸申請について

MONTHLY FAVORITE

今月のお気に入り飲食店
ピケ PiQueR 恵比寿

今月のごあいさつ

原理原則に立ち返る

リードブレイン代表・皆川知幸

今後、新型コロナの収束が長引いた場合、廃業を検討する可能性のある中小企業は8.5%に上るとの調査発表がでました。これは単純計算で中小企業約30万社が廃業する可能性があるということです。

このように、将来の見通しが全く読めないこの時期において経営者はどのように考えていけばよいのでしょうか？経営者の仕事は【意思決定】です。意思決定する際に基準がないと、いつも場当たり的な直感に頼る意思決定となってしまいます。もちろん、天才的な経営者がいるとすれば、それで企業経営を上手くコントロールできるので

しょうが、通常の経営者はそうはいかないはずです。従って、意思決定の際によりどこに出来る最大のツールが【原理原則】なのです。

では、原理原則とは何か？それは皆様の会社の【ビジョン】もしくは【あり方】であり、それに従い行動するという事ではないでしょうか？最後の意思決定の基準は自らの中にしかないのです。世の中の流れや吹聴に揺さぶられないように意思決定をすることがこういう時期は特に重要となるはずです！

これからの飲食店経営について

財務

コロナ禍における無数の不安要素

長引くことが予想される新型コロナとの闘いについて、もっとも影響が出ている飲食店を経営する方々にとっては次々に不安要素が現実のものとなっています。

ソーシャルディスタンスによる座席数の減少

多額に膨れ上がった借入金残高

マスクの過剰な煽りによる風評被害

そのような中、飲食店経営の今後は【攻めの戦略】と【守りの戦略】のバランスが求められます。

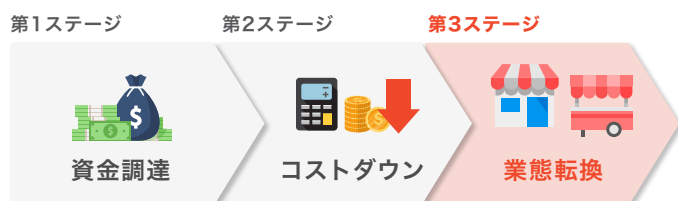
守りの取り組み

- ・財務戦略(資金調達)
- ・人事労務戦略(助成金)

攻めの取り組み

- ・財務戦略(補助金)
- ・経営戦略(業態転換)

コロナ対応として、第1ステージの資金調達、第2ステージのコストダウン、そして今第3ステージの業態転換に差し掛かっている企業が多いのではないのでしょうか？



コロナ対策資金繰り施策の分類

もらえるお金

- ・持続化給付金
- ・休業協力金
- ・助成金
- ・補助金

借りるお金

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・セーフティ保証4, 5号
- ・危機関連融資
- ・各種自治体制度融資

支出抑制

- ・国税・地方税猶予
- ・社会保険料猶予制度
- ・返済条件変更
- ・公共料金猶予

現状・今後の課題

そのような状況の中、右のような課題点も明確に浮かび上がってきています。

業態転換によるフードコストの増加

家賃正常化の際の交渉

猶予の解消のタイミング

補助金狙いの無駄な設備投資

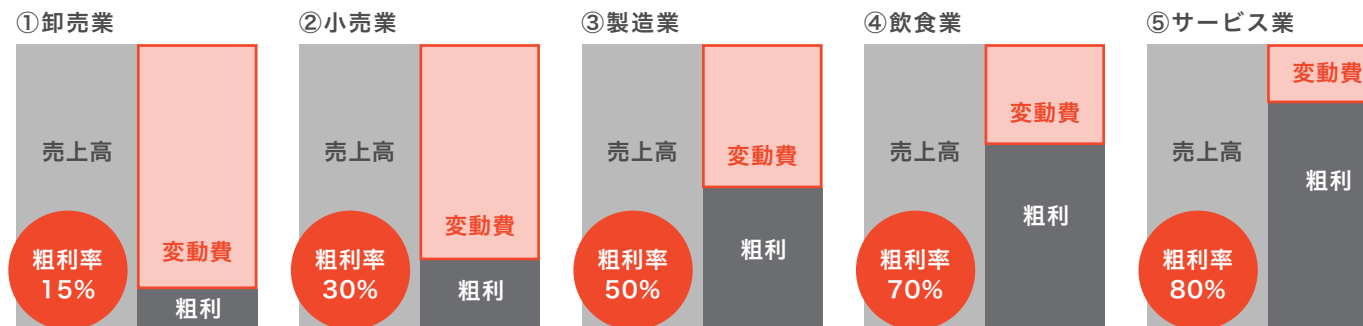
期待売上による人件費増

雑給・広告宣伝費のコントロール

業態の違い

その中でも重要なポイントは攻めの戦略として、今後の未来に向けた業態転換をするなかで従来の飲食店経営のビジネス構造の理解です。小売り、卸などの事業構造

を理解しないまま手を出してしまうと、結果ビジネス的にキャッシュをうまく取ってしまう可能性が高いので要注意です。



今後の飲食店経営の事業展開は複雑化します。そのような中、上記の図のようなそれぞれの業態ごとの財務構造を理解することが重要になります。



財務コンサルティングサービス

会社にとって重要な資金繰り。その一翼を担う金融機関との交渉から、財務状況改善のための計画書づくり、金融機関に依存しない財務戦略等、お金に関する悩みを解決するソリューションを提供いたします。



金融機関対策支援



月次会計資料作成



資金(調達)管理



財務管理システム構築支援

サービス料金

アドバイザー顧問(エコノミー)
25,000 円(税別)

アドバイザー顧問(スタンダード)
50,000 円(税別)

アドバイザー顧問(ビジネス)
85,000 円(税別)

アドバイザー顧問(プラチナ)
150,000 円(税別)

各サービスの詳細は別紙参照、もしくはお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金

労務

新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金とは？

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下「休業支援金」)は、中小企業の従業員を対象としています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受け取ることが出来なかった方に対して、当該労働者の申請により給付されます。

今回の新型コロナウイルス感染症のような特殊な状況下においては、従業員に休業手当を支払った企業に対し、雇用調整助成金制度が適用され、休業手当に対し一定額が助成されます。特に今回は従来の雇用調整助成金に特例が適用され、助成額の引き上げや申請条件の緩和措置などが取られています。

しかし中には資金面で厳しい状況にあり、収入のない休業期間中、従業員へ休業手当を支払う余裕がない企業もありますし、当初は休業手当を支払っていたものの、長引く自粛要請により資金が追いつかなくなり休業手当の支給を停止せざるを得ないケースも出ています。そうすると従業員は休業手当を受給できず、収入が断たれることになります。

そこで、休業手当を受けられない従業員が直接申請し、直接給付を受け取ることができる休業支援金が創設されました。

支給対象

令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受け休業(休業手当の支払いなし)した

中小企業の従業員



✓ 国籍は関係なく、
外国人技能実習生らも含め
雇用契約のある人が対象



✓ 短時間勤務のパートや
学生アルバイトも対象



✗ フリーランスは除外

申請期間

令和2年 4月～6月休業分	令和2年 9月30日(水)
令和2年 7月 休業分	令和2年 8月1日(土) ～ 令和2年 10月31日(土)
令和2年 8月 休業分	令和2年 9月1日(火) ～ 令和2年 11月30日(月)
令和2年 9月 休業分	令和2年 10月1日(木) ～ 令和2年 12月31日(木)

郵送の場合
は必着！



支援金・給付金



休業前賃金日額の 8割が支給されます

(休業手当が支払われている場合は対象になりません)

申請方法

郵送 or オンライン

労働者本人が申請もしくは事業主経由での申請となります。手続きは郵送かオンラインの方法がありますが、オンライン申請は現在準備中となっています(8月12日現在)。

必要書類



✓ 運転免許証、マイナンバーカード
(表面のみ)等の本人確認書類



✓ キャッシュカードや通帳の写しな
どの振込先口座を確認できる書類



✓ 給与明細や賃金台帳の写しなどの
休業前の賃金額及び休業中の賃金
の支払状況を確認できる書類

休業給付金 申請代行サービス



弊所にて休業給付金の試算を行い、申請代行を行います。休業手当を支払うために最大限の努力をしたにもかかわらず、支払いが困難となってしまった事業主の方や、従業員に申請を依頼されたけれどどうすれば良いかわからない事業主の方、弊社までご相談ください。



対象1名につき

申請代行報酬

5,000 円(税別)

新型コロナウイルス感染症に関する 外国人の在留諸申請について

外国人
雇用

新型コロナウイルス感染症が収束の兆しをみせず、外国人の方は日本で滞在することに不安な毎日を過ごされているかもしれません。そこで、今回は「帰国が困難な外国人」について、出入国在留管理庁からの最新情報をご紹介します。



本国等への帰国が困難な外国人にかかる取扱い

① 「短期滞在」で在留中の方

短期滞在(90日)の
在留期間更新を許可

② 「技能実習」「特定活動 (外国人建設就労者(32号)、 外国人造船就労者(35号))」で 在留中の方

特定活動(6か月・就労可)
への在留資格変更を許可

※1 従前と同一の業務に従事する場合が対象。従前と同一の業務の就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務(技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業(「7その他」を除く))」で就労することも可能

※2 「特定活動(インターンシップ(9号)、製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は同様に許可。

※3 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象

※4 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は「特定活動(3か月・就労可)」への在留資格変更を許可。

③ 「留学」の在留資格で 在留している方で、 就労を希望する場合

特定活動(6か月・週28時間
以内のアルバイト可)への
在留資格変更を許可

※1 令和2年1月1日以降に教育機関を卒業(修了)した方に限る

※2 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象。

④ その他の在留資格で在留 中の方(上記②、③の方で、就 労を希望しない場合を含む)

特定活動(6か月・就労不可)
への在留資格変更を許可

※上記①～④について、帰国できない事情が継続している場合には、更新が可能です。

ビザ申請に関するサービス

ビザに関わる申請をより早く正確に!
クラウドサービスをご提供



✓ 企業の担当者様もビザの進捗状況を常時クラウド上で確認できます。



✓ 情報収集や必要な資料のご提出、各種ご連絡をオンライン上で行います。煩雑なメール等のやり取りを軽減できます。



✓ ビザの取得後の在留期限の管理ができます。期限が近づくと通知がきますので、更新漏れや不法就労になるリスクを防げます。



✓ 必要書類をオンライン上ですぐ確認できるため準備期間を大幅に短縮できます。



✓ 日本語と英語に対応しております。今後は対応できる言語がさらに増える予定です。

※対応在留資格: 技術・人文知識・国際業務/定住者/日本人の配偶者等/永住者の配偶者

※申請種目: 認定申請/更新申請 / 変更申請

申請代行報酬

在留資格認定

100,000 円(税別)

在留期間更新

50,000 円(税別)

在留資格変更

50,000 円(税別)

就労資格証明書交付申請

40,000 円(税別)

資格外活動許可申請

20,000 円(税別)

※在留資格により料金は異なります。

LB広報部チョイスの
今月のお気に入り店



今月の担当: H.Y

ピケ PiQueR

恵比寿のカジュアルワインビストロ

美味しいお料理とワインが楽しめる、アットホームなバル

恵比寿駅から徒歩すぐ近くの、隠れ家的なバル。こじんまりとした小さなお店ですが、居心地が良く、女性でもカジュアルに一人で立ち寄れるお店です。店長さんがとても気さくな方で、ワインとチーズに詳しく、好きなワインの好みを伝えると、美味しいワインを紹介して下さいます。お料理は素材にとってもこだわっているらしく、どれを食べても美味しいのですが、私が訪問した際に頼んだ蝦夷鹿のローストは絶品でした！臭みが全くなく、しっとりジューシー。日替わりの手作りのキッシュもお気に入りの



一品です。小皿料理がたくさんあるので2次会など、ちょっとつまみながらさっくり飲みたいときにも最適。女子会にもデートにも、使い勝手の良いかなりオススメのお店です。店員さんの気遣いも素晴らしく、個人店ならではの、色々とお話が聞かせてくれます(笑)価格もリーズナブルなので、つつい通いたくなってしまうそんなお店です。ぜひお近くにお立ち寄りの際は訪れてみて下さい。

ピケ PiQueR TEL: 03-6450-4743

東京都渋谷区恵比寿1-4-1 エビスアーバンハウス

MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

リードブレイン LINE 公式アカウント はじめました！

＼ お友達登録はこちら ＼



最新のお役立ち情報
をリアルタイムで配信



**LINEトークでいつでも
気軽に相談できる！**



**リードブレイン
サービスのご紹介**



LEAD BRAIN

経済産業省認定 経営革新等支援機関
リードブレイングループ

リードブレイン株式会社
リードブレイン社会保険労務士事務所
リードブレイン行政書士法人

TOKYO OFFICE 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-5-11 岩本町 T・Iビル 8階
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA OFFICE 〒466-0051 愛知県名古屋市中区昭和区御器所 3-10-5 3階
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845